

○生理処理用品基準の廃止について

(平成20年3月18日)  
(薬食発第0318002号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

平成20年3月18日厚生労働省告示第90号をもって、生理処理用品基準(昭和41年厚生省告示第285号)を廃止する件が別添のとおり告示されたので、下記事項について御了知のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底方お願い致したい。

記

- 1 生理処理用品基準(以下「基準」という。)を平成20年4月1日限り廃止する。
- 2 承認事項の「規格及び試験方法」等の欄で「生理処理用品基準による」旨を記載して承認された医薬部外品の取扱いについては、廃止前の基準によるものとする。